

平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 昭 文 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 黒 田 茂 夫
コ ー ド 番 号	9 4 7 5 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	取 締 役 兼 執 行 役 員 管 理 本 部 長 大 野 真 哉
T E L	0 3 - 3 5 5 6 - 8 1 7 1

平成 30 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 申 請 に 係 る

承 認 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 29 年 8 月 9 日付で、下記の通り、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様を始め関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 59 期（平成 30 年 3 月 期）第 1 四 半 期 報 告 書
（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 29 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日

3. 延長後の提出期限

平成 29 年 9 月 13 日

4. 今後の見通し

当社は、第 56 期有価証券報告書（平成 27 年 3 月 期）以降の過年度の有価証券報告及び四半期報告書等に対しての訂正報告書を提出した後、平成 30 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 についてすみやかに作成し、監査法人による四半期レビュー手続を受けた上で、延長後の提出期限である平成 29 年 9 月 13 日までに当該四半期報告書を提出できる見込みであります。

以上